

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から同年12月1日まで

私は、昭和43年5月1日から同年11月までA社のB店に勤務していたが、同様に同社に勤務していた当時の同僚（現在は申立人の夫）には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私にはその記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言により、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録がある同僚の中で、同社への就職の時期を記憶している8人の同僚（申立人と同様の職種である4人を含む。）は、その全員について同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年7月1日から厚生年金保険被保険者資格を得ていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、43年7月1日から同年12月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種業務の同僚の標準報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 7 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から 7 月 1 日までの期間については、複数の同僚の証言から申立人が A 社に勤務していたことが推認できるものの、当該期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料及び証言が得られない。

また、当該期間において、A 社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚については、いずれも資格取得日が、同社が適用事業所となった日と同一日であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。